

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2022年3月17日～2022年3月23日)

令和4年(2022年)3月25日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
<p>政治</p> <p>「アグロユニオン」の政党化 ウクライナ国民支援法改正案 憲法改正を巡る議論備 アガタ・コルンハウゼル＝ドゥダ大統領夫人のNY訪問 ラウ外相とアルバレス・スペイン外相との会談 モラヴィエツキ首相とガリバシュビリ・ジョージア首相との会談 ジョブロ法相とカーン国際刑事裁判所 (ICC) 主任検察官との会談 ロシアの欧州評議会からの除名に関する外務省声明 ウオレス英国防大臣のポーランド訪問 ドゥダ大統領の祖国防衛法改正案署名 ラウ外相とコーヴニー・アイルランド外相との会談 「平和維持ミッション」構想に関するモラヴィエツキ首相の発言 ドゥダ大統領とゼレンスキー・ウクライナ大統領との電話会談 ドゥダ大統領とサンドゥ・モルドバ大統領との会談 モラヴィエツキ首相とカシス・スイス大統領との会談 モラヴィエツキ首相とルッテ・オランダ首相との会談 ラウ外相のEU外務理事会出席 ラウ外相とリンデ・スウェーデン外相との会談 ドゥダ大統領のブルガリア及びルーマニア訪問 モラヴィエツキ首相とミシェル欧州理事会議長とのビデオ会談 駐ポーランド・ロシア外交官の追放の決定</p>								お問い合わせ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 FAX 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。 お願い 3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。
<p>治安等</p> <p>ベラルーシからの不法移民に関連する動向 ロシアによるウクライナ侵攻後、国境付近でテロ関係者など125名以上が拘束との報道 ベラルーシ・ロシア行きトラックの通行封鎖事案 ワルシャワ・ショパン空港が一時閉鎖 ロシア情報機関に協力した疑いでポーランド人を拘束</p>								
<p>経済</p> <p>Anti-Putin Shield ノヴァク開発・技術大臣の辞任 ウクライナ避難民のためのエア・ブリッジの準備 Rafaco と Tauron の石炭火力発電所の近代化</p>								
<p>大使館からのお知らせ</p> <p>長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事</p>								

在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp	
--	--

内 政

「アグロユニオン」の政党化【17日】

17日、当地ジェチポスポリタ紙は、3月中旬にミハウ・コウォジェイチュク代表率いる農業重視の社会政治運動「アグロユニオン」(AgroUnia)が政党として正式に登録されていたことを報じた。同代表は、「アグロユニオン」を社会民主主義的な性質を持つ人民政党であると位置付けた。同紙は、「アグロユニオン」のSNSにおけるプレゼンスや食品の安全性の問題に対するコミットメントを通じて構築した信頼性は、同党の活動運営に資すると報じた。また、同紙によれば、「アグロユニオン」は、与党「法と正義」(PiS)や「農民党」(PSL)の両党と競うことになる農村部の有権者の間で大きな役割を果たすことが予想されるという。「アグロユニオン」は、これまでも農業従事者に道路をふさぐデモを呼び掛けるなど、政治的な活動を行ってきた。

ウクライナ国民支援法改正案【17日・23日】

17日、下院行政・内務委員会は、ウクライナ国民

支援法を改正して同法の適用対象を広げるよう訴えた。同法の適用対象に関する条文から「directly」という文言を消すことによって、ウクライナからポーランドへ直接ではなく第三国を経由して入国したウクライナ避難民も同法の恩恵を受けられるようになる。

23日、同改正案は、下院で可決され、上院へ送付された。

憲法改正を巡る議論【21日】

21日、与野党間の会合が行われ、憲法改正について議論された。政府は、①防衛費に関する公的債務の上限廃止、②ロシアのオリガルヒの資産の没収及びウクライナ支援における活用、③ロシアに引き続き残留している企業に対する追加課税の3点を要求しており、これを実現するために憲法を改正する必要があると述べた。野党側は、憲法改正に対して慎重な姿勢を見せている。憲法改正には下院の3分の2、上院の絶対過半数が必要となっている。

外交・安全保障

アガタ・コルンハウゼル＝ドゥダ大統領夫人のNY訪問【17日】

17日、アガタ・コルンハウゼル＝ドゥダ大統領夫人は、NYを訪問し、国連関係者とウクライナ難民の受け入れに関するポーランドの状況、難民の規模とその結果生じる長期的なニーズについて協議した。NY滞在中、同夫人は、ジョイス・ムスヤ人道問題担当国連事務次長補兼緊急援助調整官、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)のイルゼ・ブランズ・ケリス国連人権担当事務次長補、国連人口基金(UNFPA)のナタリア・カネム事務局、国際連合児童基金(UNICEF)のハナン・スリマン事務局次長及び国連グローバル・コンパクト(UNGC)のサンダ・オジャンボ事務局長とそれぞれ会談を行った。

ラウ外相とアルバレス・スペイン外相との会談【17日】

17日、ラウ外相は、ワルシャワを訪問したアルバレス・スペイン外相と会談を行った。会談の主な議題は、ロシアのウクライナに対する侵略と、欧州及び世界的な側面での政治、安全保障、軍事、人道的な次元におけるその結果についてであった。ポーランド訪問中、アルバレス外相は、メディカの国境通過地点で国境警備隊の代表者と会談し、プシェミシルの難民受け入れセンターを訪問した。アルバレス外相は、

ポーランドによるウクライナ難民に対する人道的支援の努力と、ロシアに攻撃されたウクライナからスペインの外交官や国民を避難させるためにポーランドが提供した支援に対して感謝の意を表した。両外相は、特に、NATO東方の強化や対露制裁の強化、ロシアのエネルギー資源からの独立といったロシアのウクライナ侵攻に対するEUの共同対応について議論した。

モラヴィエツキ首相とガリバシュビリ・ジョージア首相との会談【17日】

17日、モラヴィエツキ首相は、ジョージアのバトゥミを訪問し、ガリバシュビリ首相と会談を行った。同会談の主要な議題は、ロシアのウクライナ侵略、国際社会の行動、キエフでのモラヴィエツキ首相とゼレンスキー・ウクライナ大統領との会談の概要であった。同訪問では、2008年のロシア侵略時にジョージアを支援した故レフ・カチンスキ元大統領の記念碑の除幕式が行われた。

両首相は、ジョージアの願望、特に最近提出されたEUへの加盟申請に関する課題についても議論した。モラヴィエツキ首相は、「ポーランドはジョージアの欧州共同体への道を支持する。ジョージアの居場所は欧州にあるのだ」と強調した。また、同首相は、

ロシアのジョージア侵略により、政治的・経済的に非常に厳しい状況にある同国への支援の言葉も伝えた。

ジョブロ法相とカーン国際刑事裁判所 (ICC) 主任検察官との会談【17日】

17日に、ジョブロ法相は、ポーランドを訪問したカーン国際刑事裁判所 (ICC) 主任検察官と会談した。同会談では、ウクライナで起きた戦争犯罪、人道に対する罪、ジェノサイドに関して、ICCがポーランド領内で調査活動を行う見通しと方法について議論された。会談の参加者は、柔軟な方式を持つべき当事者の臨機応変な協力を確保しつつ、専門的かつ迅速な方法で調査を進めることが極めて重要であるとの考えで一致した。また、犯罪の証拠や目撃者の証言の収集・保存に関する問題や、この分野における優先的なニーズ、協力の方法についても話し合われた。その他、ウクライナにおける国際犯罪の訴追に関するトピックとして、国際司法裁判所での手続や欧州評議会内の動きなどが言及された。同会合は、ICC検察官事務所の代表団による3日間のポーランド訪問を総括するものとなった。同代表団は、3月15日から16日にかけて、今後多くの捜査活動が行われる予定のポーランドとウクライナの国境の視察を行っていた。

ロシアの欧州評議会からの除名に関する外務省声明【17日】

17日、外務省は、ロシアの欧州評議会からの除名の決定を受けて声明を発表した。同声明は、ロシアの除名は、欧州評議会の設立と運営の根幹をなす主要原則に違反する国家は、その加盟国であり続けることはできないという強力かつ明確なシグナルであると表明し、国家間の平和的関係を形成する基本的な規範と価値を完全に侵害するロシアを前にして国際社会による断固とした連帯した対応が不可欠であると強調した。

ウォレス英国防大臣のポーランド訪問【17日】

17日、ブワシュチャク国防大臣は、ポーランドを訪問中のウォレス英国防大臣と会談し、ウクライナ情勢やNATOの東方の安全保障について議論した。ウォレス英国防大臣は、「最も古い同盟国の一つであるポーランドと非常に緊密に連携することは正しい判断であった。英国は、ポーランドを支援しており、今後も支援を継続する。」と述べるとともに、中距離防空システム「スカイセイバー」を新たにポーランドに配備することを発表した。

ドゥダ大統領の祖国防衛法改正案署名【18日】

18日、ドゥダ大統領は、祖国防衛法の改正案に署名した。同改正案では、職業軍人を現在の11万15

00人から25万人に拡大するとともに、領域防衛軍を3万2000人から5万人に増強する。2010年に導入された軍の志願制は維持され、兵役の復活は含まれていないが、安全保障上の脅威が深刻な場合は、大統領は、閣僚評議会からの要請に応じ、9ヶ月間の兵役を導入することが出来る。また、軍の近代化のため、来年度の国防予算は、GDP比3%まで増加されることになる。

ラウ外相とコーヴニー・アイルランド外相との会談【18日】

18日、ラウ外相は、ワルシャワを訪問したコーヴニー・アイルランド外相と会談を行った。両外相は、両国がウクライナに対して行っている人道支援策について話し合った。ラウ外相は、コーヴニー外相との記者会見で、アイルランドがキエフへの支援と難民へのニーズに応える支援策を継続することを希望する、と強調した。両外相は、ウクライナに対する政治的・人道的援助の問題と援助に関する両国の取組について議論したほか、EUや他の国際機関のフォーラムにおいて、ロシアに対する制裁を含む行動を強化する必要性についても合意した。ポーランドを訪問中、コーヴニー外相は、ウクライナからの難民のためのワルシャワの受入れセンターの一つを訪問した。

「平和維持ミッション」構想に関するモラヴィエツキ首相の発言【19日】

19日、モラヴィエツキ首相は、記者団に対し、15日のキエフ訪問時にカチンスキ副首相が発表した「平和維持ミッション」について、同構想は24日のNATO首脳会合において正式に提案される予定であると述べた。また、同首相は、NATO国防相会合においてブワシュチャク国防相が既に同構想を提案した旨明らかにした。さらに、同首相は、デンマークのボドスコフ国防相が「この血なまぐさい戦争の終結に貢献できるなら、デンマーク政府は平和維持活動の一環としてウクライナに軍隊を派遣する用意がある」と前向きな反応を示していることを指摘した。

ドゥダ大統領とゼレンスキー・ウクライナ大統領との電話会談【20日】

20日、ドゥダ大統領は、ゼレンスキー・ウクライナ大統領と電話会談を行った。会談後、同大統領は、「ゼレンスキー大統領によると、ロシア人がシリアからウクライナに来ている。さらに、中東からロシアを支援する傭兵が来ている。最多なのはシリア人である。このような状況下では、NATOのウクライナへの更なる援助が必要である。しかし、これはロシアの弱さを示すものでもあり、トルコにとっては興味深いシグナルである」とツイートした。

ドゥダ大統領とサンドウ・モルドバ大統領との会談【21日】

21日、ドゥダ大統領は、24日のNATO首脳会合及び26日のバイデン米大統領との会談に向けた協議の一環として、キシナウにおいてサンドウ・モルドバ大統領と会談した。同会談では、ウクライナからの難民問題や、ウクライナの戦争で東部への市場を失ったモルドバの経済状況などが話し合われた。記者会見において、ドゥダ大統領は、「戦争は、もうほとんどモルドバの目前で行われている。モルドバのエネルギー供給など、厳しい状況であることは誰もが理解している。我々は、あらゆる機会を利用して、モルドバを支援するよう努力する」と断言した。また、同大統領は、ポーランド政府がモルドバに2,000万ユーロの無利子融資を行ったと伝えたほか、モルドバ製品に欧州市場を開放するなど、欧州の機関からも支援を受けることができることを望む、と述べた。

モラヴィエツキ首相とカシス・スイス大統領との会談【21日】

21日、モラヴィエツキ首相は、ワルシャワを訪問したカシス・スイス大統領と会談を行った。同会談では、人道的状況、ウクライナからの難民支援、ロシアへの制裁措置が主な議題となった。会談後、モラヴィエツキ首相は、「数日後、ブリュッセルの欧州理事会では、更なる制裁措置について議論する予定である。最初の制裁は既にロシア経済に大きな打撃を与えたものであることは十分理解しているが、それでもまだ十分とは言えない」と述べ、カシス大統領に対して、スイスがロシアのオリガルヒの資産を凍結するよう促した。また、同首相は、スイスがロシアに対する更なる制裁パッケージの策定に取り組む用意があること、及びウクライナからの難民に人道支援を提供する用意があることに謝意を表明した。

モラヴィエツキ首相とルッテ・オランダ首相との会談【21日】

21日、モラヴィエツキ首相は、ワルシャワを訪問したルッテ・オランダ首相と会談を行った。会談では、ウクライナ避難民支援や更なる対露制裁措置について議論された。両首相は、民間人を攻撃しているロシアの行為は受け入れられないことを強調した。モラヴィエツキ首相は、戦争犯罪は文書として記録され、処罰されないままになることはない、と述べた。また、同首相は、国際社会からの適切な支援なしには、ウクライナの防衛は継続できないとして、防御のための武器の供給の必要性を訴えた。さらに、同首相は、次期欧州理事会でウクライナのEU加盟を働きかけることを明らかにし、「オランダは、ポーランドと共に、自由で主権あるウクライナという理念が勝利を収めるために、野蛮な力が人々の夢を押しつぶすようなことがないようにあらゆる努力をする」と締めく

くった。

ラウ外相のEU外務理事会出席【21日】

21日、ラウ外相は、ブリュッセルで開催されたEU外務理事会に出席した。同会合の主な議題は、ロシアのウクライナに対する侵略であった。また、モルドバのポペスク外相との会談も行われた。さらに、同会合では、マリ情勢について議論されたほか、次期欧州理事会で採択が予定されている「EU戦略コンパス」の草案に合意した。

ラウ外相は、ウクライナにおけるロシアの戦争行為の残虐性が増していることから、ロシアの金融システムをSWIFTから完全に切り離し、ロシアからの炭化水素の輸入を禁止するなど、これまでよりもさらに踏み込んだEUによる緊急措置が必要であると強調した。また、同外相は、ウクライナ軍への武器・装備のさらなる緊急提供の必要性を指摘した。さらに、同外相は、ウクライナのEU加盟申請の可及的速やかな処理と候補国としての地位の付与を改めて訴えた。また、同外相は、ウクライナの戦後復興支援策を早急に策定する必要性を指摘した。

ラウ外相とリンデ・スウェーデン外相との会談【22日】

22日、ラウ外相は、ワルシャワを訪問したリンデ・スウェーデン外相と会談を行った。同会談では、ロシアのウクライナ侵攻、キエフへの支援の調整、OSCEフォーラムでの協力が主な議題となった。両外相は、キエフに政治的、経済的、人道的支援を提供するために国際社会が努力を強化する必要があるという文脈においてウクライナの状況について議論した。リンデ外相は、ウクライナからの難民に対するポーランドの集中的な支援策を高く評価した。両外相は、EUをロシアのエネルギー資源の供給から独立させることなど、ロシアに対する国際的な制裁を強化する必要性で合意した。また、ラウ外相が現在議長を務めるOSCE内の活動についても議論された。ポーランドとスウェーデンは、OSCEトロイカの枠組みで緊密に協力している。

ドゥダ大統領のブルガリア及びルーマニア訪問【22日】

22日、ドゥダ大統領は、ブルガリアのソフィア及びルーマニアのブカレストを訪問し、ラデフ・ブルガリア大統領及びイオハニス・ルーマニア大統領とそれぞれ会談を行った。ドゥダ大統領は、ブカレストにおいて、「ウクライナでの出来事に対して、NATOの新しい概念が必要である。我々の国々におけるNATOのプレゼンスは、同盟軍の防衛的、恒久的なプレゼンスになるべきである」と指摘した。

モラヴィエツキ首相とミシェル欧州理事会議長とのビデオ会談【22日】

22日、モラヴィエツキ首相は、ミシェル欧州理事会議長とビデオ会談を行った。同会談は、3月24日及び25日にブリュッセルで開催される欧州理事会に向けた準備として行われた。会談の中で、同首相は、ウクライナへの長期的支援とロシアへの追加制裁の必要性、エネルギー価格の問題、ウクライナの現状と関連したEUエネルギー政策、偽情報への対抗について強調した。

駐ポーランド・ロシア外交官の追放の決定【23日】

23日、外務省は、駐ポーランド・ロシア外交官45名を追放することを決定した。当該ロシア外交官は同日から5日以内の退去を命じられ、このうち1名は48時間以内に退去することになっている。外務省報道官は、同決定の理由は、ロシア外交官がポーランド法及びウィーン条約上の規範すなわち、外交官の地位に適合しない活動を行っていたためであると説明し、ロシア外交団による違法活動は、戦争を逃れ、ポーランドで保護を受けている人々にとっても脅威をもたらす可能性があるとして指摘した。

治 安 等

ベラルーシからの不法移民に関連する動向【15日】

15日、国境警備隊はベラルーシ国境において23件の不法越境の試みがあったと発表した。国境警備隊によると、本年初め以降、同国境付近において2,173件の不法越境が試みられたという。

るコロシュチン(Koroszczyn)において、ベラルーシやロシア向けのトラックの通行を封鎖した。同団体の代表者らは、ロシアとの貿易を立つことについてポーランドやEUの政治家と話し合いを始めるなどと述べた。

ロシアによるウクライナ侵攻後、国境付近でテロ関係者など125名以上が拘束との報道【20日】

20日、当地ジェチポスポリタ紙は、ロシアがウクライナに侵攻した2月24日以降、ポーランドや外国司法当局の捜査対象者約125名以上がウクライナ国境で拘束されていたと報じた。その中には、テロ組織と関連がある旧ソ連出身の若い女性が含まれていたという。また、3月8日には、ICPOの赤手配書に7年間登録されていたモルドバ人がメディカ検問所で拘束された。

ワルシャワ・シヨパン空港が一時的に閉鎖【22日】

22日、一部報道機関は、ワルシャワ・シヨパン空港が航空便の発着を一時的に停止したと報じた。同報道によると、着陸した航空機1機に対して、テロの脅威の可能性があったためとのことである。

ベラルーシ・ロシア行きトラックの通行封鎖事案【21日】

21日、一部団体がベラルーシ国境付近に位置す

ロシア情報機関に協力した疑いでポーランド人を拘束【23日】

23日、当地情報機関を統轄する特務機関調整担当大臣付のジャリン報道官は、ロシア対外諜報庁(SVR)の諜報活動に協力した疑いで、ワルシャワ市当局に勤務するポーランド人男性を拘束したと発表した。同人は、登記に関連する部署に勤めており、歴史的記録や市民の登記情報などにアクセスすることができたという。

経 済
経済政策

Anti-Putin Shield【23日】

ロシアとウクライナの紛争時にポーランド企業を保護するために発表された「Anti-Putin Shield」は、ガス輸送インフラの延長と肥料価格の高騰で打撃を受けた農民に対する特別補助金を中心である。補助金の対象は、2021年9月1日から2022年5月15日の間に購入された肥料に適用され、欧州委員会の承認後に支払われる。ポーランド雇用者団体は、モラヴィエツキ首相に対し、同制度の緊急延長を要求している。

し、G20のメンバーの変更(ロシアの排除とポーランドの加盟)について議論し、G20では三海域イニシアティブ(3SI)のメンバー国の関心が十分に示すことができず、ポーランドがその役割を担うことができることを提案した。米国はポーランドの加盟を支持しているが、G20への正式な除名手続きはなく、インドネシア、中国、インドが阻止する可能性があるとして現地紙は報じている。また、同大臣は、国家復興計画について、数日以内にEUに受け入れられる可能性があるとして楽観的な見方を示し、特にポーランドはウクライナ避難民支援に多額の資金を費やしており、ポーランドへの資金をブロックする理由はないと発言していた。

ノヴァク開発・技術大臣の辞任【24日】

24日、モラヴィエツキ首相は、同大臣の辞任を発表した。ノヴァク開発・技術大臣は、先週米国を訪問

ポーランド産業動向

ウクライナ避難民のためのエア・ブリッジの準備【23日】

23日、アダムチク・インフラ大臣は報道番組において、前日にドイツの運輸大臣と話し、ポーランドとドイツはウクライナから特定の国に向かう避難民のためにドイツの飛行機とポーランドの空港を利用する、いわゆる「エア・ブリッジ」の準備を進めていると発言し

た。同大臣は、避難民が自ら決めた目的地に到達できるようにするこの「リレー」にはEU全体が参加しなければならないと指摘するとともに、全避難民がポーランドに留まることを望んでいるわけではなく、EU各国はウクライナへの支援の負担を共有すべきであり、ポーランドや近隣諸国だけでなく欧州全体がその責任を負うべきであると述べた。

エネルギー・環境**Rafaco と Tauron の石炭火力発電所の近代化【23日】**

ポーランドの大手エンジニアリング会社 Rafaco は、国営電力会社 Tauron の200MWの石炭火力発電所の近代化に成功したことを機に、両社は同様のプロジェクトを支援するために手を組んだ。両社は、ガス発電所の建設に最低4年かかるのに対し、このプ

ロジェクトは10%のコストで、12～18か月で完了すると主張している。近代化の投資により石炭火力発電所は更に10年間稼働することができ、ポーランドで最初の原子力発電所が稼働するまでの電源とすることができる。国有財産省は、Rafaco と Tauron の主張を分析すると表明している。

大使館からのお知らせ**長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意**

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生していませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場

を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」

(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

●ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。

●歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

●爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。

●周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。

●爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

●犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

●不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。

●会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。

●セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。

●二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起

現在、エチオピア全土に対して危険情報「レベル4: 退避してください。渡航を止めて下さい。(退避勧告)」を発出しています。また、南アフリカにおいて報告されたオミクロン株の発生を受け、世界各国の水際対策措置が強化されています。

こうした状況を踏まえ、エチオピア・アディスアベボのボレ空港を利用した航空便の乗り継ぎは避けることを強くお勧めします。また、アフリカ地域への渡航を予定されている方は、利用する航空機の運航状況及び最終目的地の水際対策を確認するなど、関連情報の収集に努めてください。

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事

館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。同10月24日からポーランド全地域において、全ての公共の場でマスク等を着用して口及び鼻を覆う義務が生じているほか、公共交通機関では搭乗できる人数が制限され、商店等ではソーシャル・ディスタンスを取るようになっていきます。幼稚園、保育園の活動に制限がありますが、各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください。2021年2月27日から、公共の場で口及び鼻を覆う際は、マスクのみが認められ、スカーフやマフラー、フェイスガード等で口などを覆うことは認められなくなっています。マスク着用義務を履行しない者に対する取締りが行われる可能性もありますので、ご注意ください。

ポーランド入国に際しては、新型コロナワクチンの接種証明の提示や「旅行者位置カード」への提出などが求められるところ、詳細な情報についてはポーランド外務省や国境警備隊をご確認いただくほか、当館HPにおいても仮訳を掲載しております。ただし、日本国政府は、ポーランドに対する感染症危険情報レベル3(渡航中止勧告)を発出しておりますので、ご注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続き・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付す

ることができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者（提出期限が令和2年2月末日以降である者）については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル：(81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正（平成30年）に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご来館の際には所定の衛生条件に従っていただきますようお願い申し上げます。

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-73 00、Eメール：info-cul@wr.mofa.go.jp、住所：Al. Ujazdowskie 51、Warszawa）

文化行事・大使館関連行事

【開催中】展覧会「隈研吾展 実験・素材・建築」【2021年12月15日(水)～2022年5月3日(火)】

クラクフ市の日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「隈研吾展 実験・素材・建築」が開催中です。隈研吾氏の建築作品等を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所：クラクフ市、Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, Marii Konopnickiej 26, Kraków

詳細：<https://manggha.pl/wystawa/kengo-kuma>

【開催中】シベリア孤児来日100周年記念パネル巡回展【3月1日(火)～4月1日(金)】

ヴロツワフ市にて、社会福祉法人福田会主催「シベリア孤児来日100周年記念パネル巡回展」が開催中です。日・ポーランド関係において重要な出来事である、日本赤十字及び日本政府によるシベリア孤児救出の歴史等を紹介する展覧会です。観覧は無料です。

開催場所：ヴロツワフ市、Muzeum Sztuki Mieszkańskiej w Starym Ratuszu, Sukienice 14/15, Wrocław

詳細：<https://siberianchildren.pl/panel-exhibition/>

【開催中】ポズナン&クラクフ日本学専攻科設立35周年記念学会【2022年3月24日(木)～26日(土)】

ポズナン・アダム・ミツェヴィチ大学日本研究科及びクラクフ・ヤギェロン大学日本中国学科主催「ポズナン&クラクフ日本学専攻科設立35周年記念学会」が開催中です。参加は無料です。

開催場所：オンライン(MSTeams)

詳細：35-shunen.web.amu.edu.pl/

【予定】ツェレスティヌフ日本映画祭【3月26日(土)】

オトフオツク郡ツェレスティヌフにて、日本映画祭が開催されます。入場は無料です。上映スケジュールは以下のとおりです。

17:00 『幼獣マメシバ』 亀井亨監督 2009年(ポーランド語字幕付)

19:30 『誰も守ってくれない』 君塚良一監督 2008年(ポーランド語字幕付)

開催場所：オトフオツク郡ツェレスティヌフ、Publiczna Szkoła Podstawowa w Celestynowie, Świętego Kazimierza 55, Celestynów

詳細：gokcelestynow.pl/aktualnosci/festiwal-filmow-japonskich/

【予定】ポーランド科学アカデミー・ポフシン植物園における日本月間【2022年4月2日(土)～5月1日(日)】

ポーランド科学アカデミー・ポフシン植物園にて「日本月間」が開催されます。写真展、ワークショップ、コンクール、花見等の行事が予定されています。イベントへの参加は無料ですが、植物園への入場は有料です。

開催場所: PAN Ogród Botaniczny – Centrum Zachowania Różnorodności Biologicznej w Powsinie, ul. Prawdziwk
a 2, 02-973 Warszawa

詳細: www.ogrod-powsin.pl/

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ Eメールアドレス(newsmail@wr.mofa.go.jp)